

総括企画官、文書企画官及び企画官の設置について

平成6年7月29日総一第214号高等裁判所長官、
地方、家庭裁判所長あて総務局長依命通達

改正 平成10年3月17日総一第60号
平成11年2月8日総一第33号
平成24年3月26日総一第000343号
平成25年3月4日総一第191号
平成26年3月5日総一第254号
令和元年7月2日総一第773号
令和5年3月9日総一第256号
令和6年3月12日総一第294号
令和7年2月21日総一第144号

平成6年7月29日付け最高裁総一第213号事務総長依命通達「下級裁判所の事務局等の組織について」記第1の1、記第2の1及び記第3の1の定めに基づき、標記の設置について下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

第1 総括企画官

1 総括企画官の設置

総括企画官は、高等裁判所の事務局に置く。

2 総括企画官の数

総括企画官の数は、東京及び大阪の高等裁判所にあつては各3人とし、名古屋及び福岡の高等裁判所にあつては各2人とし、その他の高等裁判所にあつては各1人とする。

第2 文書企画官

1 文書企画官の設置

文書企画官は、高等裁判所並びに東京及び大阪の地方裁判所の事務局の総務課に置く。

2 文書企画官の数

文書企画官の数は、各1人とする。

第3 企画官

1 企画官の設置

企画官は、別表の裁判所の事務局の課に置く。

2 企画官の数

企画官の数は、別表のとおりとする。

付 記

この通達は、平成6年8月1日から実施する。

付 記

この通達は、平成10年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、平成11年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、平成24年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、平成25年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、平成26年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、令和元年8月1日から実施する。

付 記

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、令和6年4月1日から実施する。

付 記

この通達は、令和7年4月1日から実施する。

(別表)

裁 判 所	課	企画官の数
東京高等裁判所	総 務 課	1
	人 事 課	2
	会 計 課	1
大阪高等裁判所	総 務 課	1
	人 事 課	3
	会 計 課	1
名古屋高等裁判所	人 事 課	1
	会 計 課	2
広島高等裁判所	人 事 課	1
	会 計 課	2
福岡高等裁判所	総 務 課	1
	人 事 課	2
	会 計 課	1
仙台高等裁判所	人 事 課	2
	会 計 課	1
札幌高等裁判所	総 務 課	1
	人 事 課	1
	会 計 課	1
高松高等裁判所	人 事 課	2
	会 計 課	1
東京地方裁判所	人 事 課	2
水戸地方裁判所	会 計 課	1
岡山地方裁判所	会 計 課	1
横浜家庭裁判所	総 務 課	1
さいたま家庭裁判所	総 務 課	1
千葉家庭裁判所	総 務 課	1
神戸家庭裁判所	総 務 課	1
名古屋家庭裁判所	総 務 課	1
福岡家庭裁判所	総 務 課	1